

答 申 第 6 7 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 5 年 1 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 5 月 9 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「鈴鹿、松阪の両保健所に於いて、令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの期間に作成された TNR（※）事業の実施地域に対する告知及び報告の文書」についての開示請求（以下「本請求 1」という。）、及び「TNR 事業の実施地区に対する告知及び報告に関するチラシの決裁文書」についての開示請求（以下「本請求 2」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が行った以下の決定について、取消しを求めるというものである。

- ・本請求 1 に対して、実施機関が行った令和 4 年 5 月 20 日付け公文書部分開示決定（以下「本決定 1」という。）
- ・本請求 2 に対して、実施機関が行った令和 4 年 5 月 20 日付け公文書開示決定（以下「本決定 2」という。）

（※）TNR

Trap Neuter Return の略で、飼い主のいない猫を捕獲して、不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻すこと。飼い主のいない猫をめぐる様々なトラブルの軽減を図るとともに、地域猫として一代限りの命を見守っていく。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び審査会に提出された意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

TNR 事業を行うにあたり、各自治会へ配布した事業実施の告知及び報告のための文書（以下「チラシ」という）について、実施機関は、開示対象となる文書のうちの一部しか開示していない。現に、審査請求人が事業の実施があったことを把握しているある地域について、開示された文書の中には当該地域にかかるものが含まれていなかった。

チラシは組織的に用いられる文書であり、たとえ単にひな形に地区ごとの数値を埋め込むかたちで作成されたものであったとしても、その性質上、三重県公文書等管理条例第 4 条の例外規定「処理に係る事案が軽微なもの」には該当せず、公文書として作成・保存されていなければならない。

よって、実施機関は、事業を行った全ての地区のものについて、実際に配布したチラシの現物を控えとして保存しておくべきである。チラシには連絡先として実施機関の電話番号が記載されていることも考えれば、チラシを見た者からの問い合わせや疑義に対

応するためにも保存は当然である。

また、開示されたもの以外に文書が存在しないのならば、決定通知書に文書が保存されていない理由を明記することを求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

TNR 事業の実施地域に対する告知及び報告については、各保健所が地域の実状に応じて行うこととされており、具体的な方法は規定されていない。そのため、実施地域における事業の認知度や住民の人数などを考慮して周知方法を判断しており、場合によっては口頭周知のみで、チラシを作成しないこともある。

事業を実施する期間・地域に関する文書は別途作成・保存しており、また、チラシのひな形（令和 4 年 5 月 20 日付け松保第 302-1 号で開示決定）についても公文書として保存している。事業の実施状況などはこれらの文書で把握できるため、実際に配布したチラシそのものまで、実施機関で保存しておかなければならないわけではない。

チラシの作成方法についても、①地域の協力者が独自に作成する場合、②保健所が作成したチラシのひな形を協力者が加工して作成する場合、③保健所が印刷したチラシを地域に提供する場合など、様々なパターンがあり、全てのチラシを保健所が作成しているわけではなく、また、完成したチラシ全てを保健所が入手・保存しているわけでもない。審査請求人が開示していないと指摘する地域については、これらの理由からチラシの完成品を実施機関で保存していない。なお、③のうち、印刷部数が多い等の理由で決裁を必要とした場合など、公文書として保存していたものについては全て、個人情報等の非開示情報を黒塗りしたうえで開示しているところである（令和 4 年 5 月 20 日付け松保第 302-2 号で部分開示決定）。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、TNR 事業を行うにあたり、各自治会へ配布したチラシは公文書であり、作成したチラシは、事業を行った全ての地区のものについて、実施機関において

保存しておくべきであると主張する。

この主張に対し、実施機関の説明によると、事業実施の告知や報告の方法は規定で明確に定められておらず、チラシを用いない場合があることや、チラシの作成方法についても県が作成したり、地域の協力者が作成したりと様々なケースがあることなどを理由として、全ての事業実施地域について実施機関がチラシを保有しているわけではなく、また、事業の実施状況等を記録した文書は別途作成されているため、チラシを保存しておかなくとも、事業の実態は把握できているとのことであった。

当該チラシは、県が実施する事業について、対外的に周知するために作成されているものである。特に、TNR事業においては、飼い猫を誤って捕獲し、手術を行ってしまうと、県民の財物を毀損することになるため、当該チラシには捕獲活動期間など、県民が自らの財物を守るために必要となる重要な情報が記載されている。それにもかかわらず、チラシの現物はおろか、チラシの電磁的記録さえ保存していないという状態は、公文書の管理上、問題がある。

もっとも、実施機関の公文書管理には前述のとおり問題があるものの、他の公文書で事業の実施状況等を把握できることからチラシを保存していなかったとする実施機関の説明自体は不自然とまではいえないため、実施機関の決定自体は妥当であると判断せざるを得ない。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の意見

審査会の判断は上記のとおりであるが、次のとおり、意見を申し述べる。

今回の事案では、審査請求人が過去の開示請求等から、開示された文書以外にも該当文書が存在すると想定していたため、決定内容について不満を持つ結果となっている。実施機関においては、請求内容に対応し保有する全ての文書を開示しており、審査請求人が求めるような決定通知書への理由の記載は必要ないものの、文書の特定にあたっては、請求者とコミュニケーションを取って、請求の意図や希望する文書についてしっかりと聞き取り、場合によっては対象文書が存在しないことを明確に伝えるなど、丁寧な対応をされるよう努められたい。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 8 . 2 2	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 9 . 1 2	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 4 . 9 . 1 4	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 9 . 2 6	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 4 . 1 0 . 4	・ 実施機関からの意見書の受理
R 4 . 1 1 . 7	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 5 回第 1 部会)
R 4 . 1 2 . 7	・ 審議 (令和 4 年度第 6 回第 1 部会)
R 5 . 1 . 2 0	・ 審議 ・ 答申 (令和 4 年度第 7 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。